



障害のある人と接するとき心がけたいこと

障害の種類や個人の障害の程度によって対応の方法が異なります。障害のある人に対する理解を深め、その人が必要としている援助は何かを知ることが大切です。

●手助けが必要かどうかを聞くことから

障害のある人にとって、生活の中で不便を感じる場面は人それぞれ違います。また、ゆっくりでも自分でできるように練習していることもあります。手助けするときは、まず、本人や付き添っている人に「お手伝いしましょうか」と声をかけるようにしましょう。

車イスの人への手助けのポイント

- 車イスを押す前 乗っている人の足がしっかりと台に乗っているか、手や腕がひじおきから外にはみでていないかを確認しましょう。
 - 車イスを押すとき 声をかけてから押すようにしましょう。また、止まるときも一声かけ、しっかりとブレーキをかけましょう。
 - 移動するとき 車イスの真後ろに立って、両手でグリップをきちんと握り、前方や左右を確認しましょう。
 - 話をするとき 腰をかがめて目の高さをあわせるようにしましょう。
- ※車イスを自分で動かすことができる人や、自分で歩くことができるけれど体調に合わせて車イスを使う人もいます。困っている様子であれば声をかけ、その人が落ち着いて行動できるように配慮しましょう。



誰もが暮らしやすいまちを目指して



私たちは、けがや病気で中途障害となった人や生まれつき身体や知能に障害がある人など、さまざまな障害のある人と生活しています。本市で暮らしている人のうち身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、平成28年度末時点で、延べ4,152人、人口の約8.5%です。障害のある人もない人も、すべての人は個人として尊重されなければなりません。障害のある人に対する理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちを目指しましょう。今回は身体障害について紹介します。

身体障害ってどんな障害？

身体障害とは、体のどこかに不自由がある場合をいいます。例えば、手足などの機能に障害がある肢体不自由や、目が見えないなどの視覚障害、聞こえが不自由な聴覚障害も身体障害です。このほか、声が出せない発声の障害、心臓や腎臓などの内臓の機能に障害がある場合もあります。

不安や悩み…

気軽に相談を

市には、障害のある人やその家族からの相談を受け、助言などを行う障害者相談員がいます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

身体障害に関する相談

- 身体障害者相談員
 - 藤光 若生 (☎42-3411)
 - 山本 律 (☎44-2908)
 - 円垣内正巳 (☎42-8360)
 - 菅 操 (FAX 42-2000) ※高齢障害課のFAXを通じて相談
- 聴力言語障害者生活相談員
 - 西川 慧子 (FAX 42-2000) ※高齢障害課のFAXを通じて相談
- 身障なんでも相談 (身体障害者団体連絡協議会)
 - とき 毎月第4日曜日 9時30分~12時30分
 - ところ スマイルプラザ田川
- 聴力言語障害生活相談
 - とき 毎月第2・第4水曜日 13時~16時
 - ところ スマイルプラザ田川

知的障害に関する相談

- 知的障害者相談員
 - ※主に発達障害に関する相談に対応
 - 牛島美基子 (☎44-0394)
 - 本永 澄子 (☎42-5989)

精神障害に関する相談

- 地域活動支援センター・相談支援事業
 - ゆう (☎46-2678)
- 心の電話-筑豊 (☎0948-29-2500)

障害全般に関する相談

- 田川市相談支援専門員
 - 井上 美鈴 (☎45-1722) (敬称略)

福岡県の障害に関する制度

ふくおか・まごころ駐車場制度



障害のある人や高齢の人、妊産婦の人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。公共施設や店舗など、このマークが掲示されている障害のある人などの専用駐車場に車を停めることができます。

ヘルプカード



障害のある人、認知症の人、妊娠している人の中には、手助けが必要であっても、外見では不自由や障害に気づかれにくい人や、コミュニケーションがうまくできず、なかなか伝えられない人がいます。このカードの裏面にはその人が手伝って欲しいことが書かれています。

障害に関するマークってどんなものがあるの？

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。国際的に定められたものや各障害者団体が独自に提唱しているものなどさまざまです。

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある人が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障害のある人を対象」としたもので、特に車イスを利用する人を限定し、使用されるものではありません。

オストメイトマーク



このマークは、オストメイトのための施設があることを表しています。オストメイトとは事故や排泄障害のために、腹部に穴を開け人工肛門や人工膀胱を備えた人のことをいいます。このマークの付いているトイレには、排泄物の処理、腹部の人工肛門の周辺皮膚や装具の洗浄ができるように配慮されています。

身体障害者標識・聴覚障害者標識



身体障害者標識



聴覚障害者標識

肢体不自由や聴覚障害であることを理由に、運転免許証に条件を付されている人が車に表示するマークです。身体障害者標識のマーク表示については努力義務、聴覚障害者標識については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

ハート・プラスマーク



このマークは「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部に障害のある人は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。このマークをつけることで、内部障害があることを視覚的に示し、理解と協力を広げるためにつくられました。

これらの他にもいろいろなマークがあります。

日常の中で見かけたときは、障害のある人に対する配慮について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

